



平成26年3月24日

各 位

会 社 名 株式会社ソフト９９コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 田中 秀明
(コード：4464 東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役経理部長 西川 保
(TEL. 06-6942-8761)

子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ（第6報）

平成25年6月14日付け「子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ」、平成25年9月20日付け「子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ（第2報）」、平成25年11月26日付け「子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ（第3報）」、平成26年1月6日付け「子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ（第4報）」、そして平成26年2月27日付け「子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ（第5報）」にて公表いたしましたとおり、当社子会社のアスモ株式会社（以下、「同社」といいます。）が運営していました温浴施設における過去の下水道使用量の過少申告（以下、「本件」といいます。）に関しまして、同社は、平成26年3月20日、東大阪市より、未払いの下水道使用料に係る過料の通知を受領いたしました。

本件に関しまして、同社は、通知に従い過料の全額を支払う意向であります。

この度は多くの関係者の皆様にご迷惑をおかけすることとなりましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

なお、本件に関する各行政当局からの損害賠償金の請求及び過料処分につきまして、本日の公表分をもちまして全て終了しましたことをあわせてご報告いたします。

記

1. 過料処分の内容

平成26年2月27日付け「子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ（第5報）」に記載の、未払いの下水道使用料のうち、地方自治法に基づく5年の消滅時効期間を経過していない金額について、東大阪市下水道条例第23条の規定に基づき、過年度の下水道使用料の2倍に相当する金額を過料として科すもの。

2. 不正を行った事業所

事業所 極楽湯 東大阪店

所在地 大阪府東大阪市長田西3丁目5番17号

※「極楽湯東大阪店」は、平成23年7月まで同社にて運営しておりましたが、平成23年8月1日付で同社より当社へ事業譲渡しております。

3. 過料額

4,280,840円

4. 社内処分について

同社は、本件に係る各行政当局からの処分の終結を受け、同社代表取締役社長については、平成26年3月より役員報酬月額30%を3か月減額、同社における温浴事業の担当取締役については、平成26年3月17日付けで同社取締役を辞任し、本件に関与した従業員についても、相応の処分を決定し、直ちに実施いたします。

5. 当期業績に与える影響

本件に関しまして、当社は、当第3四半期連結累計期間において、157,972,031円を特別損失として計上済みであります。

これに加えて、平成26年2月27日付け「子会社による下水道使用量の過少申告に関するお知らせ（第5報）」にて公表しました、東大阪市における損害賠償請求額をあわせた175,059,251円を当期の特別損失として計上し、過料については当期の費用として計上する予定です。

以上